

住民環境課からのお知らせ

問 住民環境課 ☎476-1111
年金係(126) 環境対策係(128)

■離婚時の年金分割制度のお知らせ(年金係)

離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。

離婚後2年以内に手続きを行っていただく必要があるため、お早めに、お近くの年金事務所までご相談ください。

■年金分割の方法(2種類)

①合意分割

- ・お二人からの請求により、年金を分割できます。
- ・年金分割の割合は、お二人の合意、または、裁判手続きによって決定されます。

②3号分割

- ・サラリーマンの妻である専業主婦の方など、国民年金第3号被保険者※であった方からの請求により、年金を分割できます。
- ・年金分割の割合は、2分の1ずつとなります。
- ・平成20年4月以降の第3号被保険者期間中の報酬額が分割の対象になります。

※厚生年金保険の被保険者または共済組合の組合員の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の方

【お問い合わせ先】

鹿屋年金事務所 ☎0994-42-5121

■「3010(さんまるいちまる)運動」への御協力をお願いします(環境対策係)

町では、宴会等における食品ロス(まだ食べられることができるにも関わらず捨てられてしまう食品)の削減のために、3010運動を推進しています。

3010(さんまるいちまる)運動とは・・・

乾杯後30分とお開き前10分は自席を離れずに料理を楽しむ運動

国の統計では、国内で発生する年間2,842万トンの食品廃棄物のうち、食品ロスは646万トンに上ります。(※1)

この食品ロスを国民一人当たり換算すると、お茶碗約1杯分の食品(約150グラム)が毎日捨てられていることになり、町全体では1日あたり約1.9トン、年間で707トン以上の食品ロスが発生している計算(※2)になります。

年度末にさしあたり、宴会等の機会が増えるかと思しますので、ぜひ、幹事さんの声かけにより3010運動の実施に御協力ください。

※1 環境省「我が国の食品廃棄物等及び食品ロスの量の推計値(平成27年度)」

※2 平成31年1月末現在の太宰府市民基本台帳人口を基に試算

